

各 県 立 学 校 長 様

県教育委員会事務局
体 育 保 健 課 長

高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について

標記の件につきまして、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添写しのとおり依頼がありました。

については高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）におけるキットの配布希望について、調査を実施しますので「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」（別紙1）によりキットの詳細や検査実施体制、検査実施後の対応等について事前に御確認のうえ、下記のとおり「学校調査票」を提出をお願いします。

なお、情報共有のために各学校に送付しますが、高等部を設置していない特別支援学校については提出していただく必要がないことを申し添えます。

記

- 1 提出物 学校調査票
- 2 提出期限 令和3年6月29日（火）11時
（期限までに提出ない場合は希望なしとします）
- 3 提出方法 以下の提出先にメールによりご提出願います
提出先：兵庫県教育委員会事務局体育保健課 保健安全・食育班（担当：森鼻）
E-mail：Takafumi_Morihana@pref.hyogo.lg.jp
※提出ファイル名は「学校番号（添付の学校番号表参照）【学校名】学校調査票」としてください
（例：3【神戸】学校調査票）

【本件問い合わせ先】兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：森鼻）
TEL 078-362-3789（直通） FAX 078-362-3959

【重要】

政府においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、発熱や咳など、同感染症の初期症状と疑われる症状が見られる者に対して、迅速かつ簡易に感染有無を検査することができる「抗原検査簡易キット」を配布することとしました。このため、キットの使用の手引きを周知するとともに、配布の希望状況を調査しますので、キットの使用を予定している高等学校等を所管する教育委員会におかれては、手引きを御一読の上、御回答をお願いします。



事務連絡
令和3年6月18日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）

このたび政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が改訂され、大学及び高等学校、特別支援学校等に対して、抗原検査簡易キット（以下「キット」という。）の配布を進め、これを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を実施することが示されました。

これを踏まえ、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）（におけるキットの配布希望について、下記のとおり調査を実施しますので、域内の所管又は所轄の学校分をとりまとめの上、回答くださるようお願いいたします。

キットの配布は無償ですが、使用に当たって一定の条件等が必要となりますので、「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」（別紙1）によりキットの詳細や検査実施体制、検査実施後の対応等について事前に御確認ください。

なお、各学校への配布数は、標準的な規模の学校で1校あたり50～100個程度を想定していますが、希望学校数及び学校規模等を勘案したうえで配布数を決定し、委託事業者から送付させていただきます。そのため、想定配布数と実際の配布数は異なる場合がございます。

記

1. 調査対象

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）

2. 調査内容

別添「学校調査票」及び「都道府県・指定都市集計票」のとおり

※詳細は「調査要領」（別紙2）を参照ください。

3. 提出方法・提出先

以下の提出先にメールによりご提出ください。

提出先：kenshoku@mext.go.jp

※提出メールの件名は「【都道府県・指定都市名】高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（回答）」としてください

4. 提出期限

令和3年6月30日（水）

<本件連絡先>

（高校等におけるキットの利用、配送に関すること）

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2976・2931)

（抗原簡易キットの技術的な事項に関すること）

新型コロナウイルス感染症対策推進本部

抗原簡易キット配布担当 03-6812-7813(内8018)

高校等における抗原簡易キットの活用の手引き

文部科学省初等中等教育局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高校等」という。）においては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、持続的に子供たちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続いただくよう、文部科学省から累次にわたりお願いしてきたところです。
- 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるため、身体的距離を確保するといった感染症対策の徹底、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の実施など、具体的な留意事項を周知してきたところですが、特に、高等学校においては、クラスターの発生が継続的に見られており、また、感染の場面は部活動が関係している事例が多く見られる中、万一感染者が学内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められます。
- こうした観点から、政府においては、簡易かつ迅速（検査の所要時間：15分～30分程度）に実施することができる「抗原簡易キット」（以下「キット」という。）について、その活用を希望し、かつ、キットの使用のための条件等が整っている高校等に対して、無償での配布を行うこととしました。
- このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られること、特に有症状者に実施した場合に正確性が高いとされていることがあります。このため、キットを受領した各高校等においては、保健室等にキットを備え、登校・出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える生徒や教職員（以下「生徒等」という。）に対して検査を実施するなど、キットの性質と各高校等の実情に応じた使用方法を御検討ください。
- また、たとえば、寮や寄宿舎で生活する生徒や部活動等の課外活動に参加する生徒（特に、外部の大会や競技会・発表会等に参加する生徒）のうち、咳、咽頭痛、発熱等の症状がある者に対して検査を実施すること等も、キットの活用方策として考えられますので、申し添えます。（検査結果が陰性であれば課外活動を継続できるわけではなく、医療機関の受診や自宅待機をする必要があります（後述）。）
- 加えて、学内において感染の可能性のある者を早期に発見する観点からは、生徒

等の健康管理も重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、生徒の健康状態を把握するようお願いしています。すでに各学校においては、健康観察を実施いただいているところと存じますが、政府としては、生徒の健康状態を一元的に把握・管理するためのアプリケーションについても、追ってお知らせすることとしていますので、必要に応じて活用をご検討ください。

- 本手引きは、キットを活用した感染者の早期発見・対応に当たっての手順や留意事項等についてお示しし、各高校等に参照いただくためのものですので、キットを使用する際には下記の内容に御留意の上、適切な手順で使用してください。ただし、今回配布するキットは3社の製品のいずれかであり、製品によって具体的な保管方法、使用方法等は異なりますので、必ず、キットに同封されている各製品の説明書をよくお読みください。
- また、本手引きは、基本的に医師等が常駐していない高校等における場面を想定し、教職員の管理下で生徒等本人が検査を行う場合の実施方法等についてお示ししています。医師等による実施が可能である場合は、検査の正確性等をより期すため、医師等により検査を実施するようにしてください。
- なお、前述のとおり、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、登校せずに自宅で休養することを徹底することとしており、キットの配布はその趣旨を越えるものではありません。登校・出勤後に体調の変調を来した場合であって、直ちには医療機関を受診できない場合等における対応を想定していることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。
- また、高校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないよう、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。

(1) キットについて（製品の仕様や、保管・使用時の留意事項）

- キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に御留意の上、正しい方法で使用してください。

<具体的な製品の仕様・管理方法>

- ・ 政府から無償で配布するキットは、厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものであり、以下の3社の製品のいずれかを送付する予定です。（製品を選んでいただくことはできません）
- ・ 1つの包装に、10回分又は60回分の検査を実施することができるキットが含まれています。キットは常温程度（2～30℃の間）で保存することが可能ですが、夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用前に室内温度に戻すことが必要です。

- ・ キットの有効期限は、製品の種類にもよりますが、12 か月程度となっています。今回配布するキットの実際の使用期限は、各製品の外箱の表示等でご確認ください。
- ・ 各製品の説明書等のほか、厚生労働省ホームページに掲載予定の教材（詳細については追ってお知らせします。）についても事前の学習により内容を理解しておくようお願いいたします。
- ・ 使わずに余った場合（使用期限を過ぎた場合）は、基本的には一般廃棄物として廃棄することが可能です。
- ・ 検査に使用したキット等の廃棄に当たっての具体的な処理手順については、各製品の説明書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、必要に応じ、自治体等の廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いいたします。

＜使用時の留意事項＞

- ・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、特に無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査（PCR検査）等と比較して感度が低い可能性があることから、無症状者へ確定診断として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ（株）	エスプライン SARS-CoV-2	縦 75×横 210×奥 160mm、240g、10回分
2	デンカ（株）	クイックナビ-COVID19 Ag	縦 80×横 197×奥 97mm、210g、10回分
3	（株）タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦 69×横 242×奥 88mm、202g、10回分
		イムノエース SARS-CoV-2	縦 110×横 256×奥 255mm、1,057g、60回分

- ・ 高校等においてキットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、生徒等が登校後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等[※]の症状）を発現させた場合において、学内で速やかに有症状者の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されます。各高校等におかれては、このような場合を念頭に、必要に応じて学校医や医療機関等とも相談の上、キットを有効に御活用ください。

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。

（２）検査の実施について

- キットを用いて検査を行う際には、適切な取扱いに留意するとともに、学内外の関係者との連携を含めた適切な検査に必要な環境を整備すること、生徒等や保護者に検査の性質や結果を踏まえた対応について丁寧に説明し、理解を得ることなどの配慮が必要です。
- 具体的な検査の実施手法等について、以下のとおり整理していますので、検査に

関与する方々に御理解いただくようお願いいたします。

<検査実施体制の整備>

- ・ 学校医や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておくことが必要です。その際、検査実施後の連絡方法やその後の受診・診療の流れについても調整してください。
- ・ 検査を実施する場合には、養護教諭をはじめ、教職員等の立ち会いやその後の対応が必要になります。特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ役割分担をしておくことが重要です。
- ・ 生徒等や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法等をあらかじめ十分に説明の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施については、あくまで生徒等や保護者の意思によって行われるものであり、強制することが無いよう徹底してください。
- ・ 検査の実施場所については、他の生徒等への感染防止、体調不良を訴える生徒等のプライバシーに配慮し、あらかじめ決めておいてください。

<検体採取の手法>

- ・ 登校・出勤後に体調不良を訴える生徒等がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、高校等においては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。
※ 各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、必ず、鼻腔検体を採取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- ・ 鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、高校等の教職員が立ち会うことで使用できます。立ち会う者は、キットを用いた検査方法について、本手引き及び各製品の説明書の内容の確認や、教材（詳細については追ってお知らせします）の学習等をしておくようお願いいたします。
- ・ 鼻腔検体の自己採取に立ち会う者については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

鼻腔ぬぐい液採取



- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、挿入した部位で5秒程度静置し、湿らせる（自己採取により実施）

<検体採取後の操作>

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間（製品により、15分～30分）静置します。
- ・ 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ 以上の操作は、本手引きや各製品の説明書を理解した教職員の指導の下、原則として生徒本人が行います。

(3) 検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

- 検査の結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる生徒等にも事前に説明するようお願いします。

<検査結果の読み取り>

- ・ キットによる検査の結果が、キットの外表面における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ キットの検査結果の確認は、生徒本人ではなく、教職員が、本手引きや各製品の説明書を理解した上で行うようお願いします。

※ ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。

<検査結果が陽性だった場合>

- ・ 検査結果が陽性だった場合には、生徒等が医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

<検査結果が陰性だった場合>

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じる必要があります。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機するなど、偽陰性の可能性を考慮し、感染が拡大しないような対応を講じる必要があります。

■ 高校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

（１）手引きの受領及び希望の有無等の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で高校等が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、同封の調査票に回答。

- キットの活用希望がある
- キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（２）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・生徒等及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学内外の対応フローが整理されている

（３）キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- （※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

（４）検査実施後の対応

陽性

（４a）検査結果が陽性の者への対応

- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

陰性

（４b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

■ キットを利用した検査に関する保護者への周知の例（イメージ）

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

- 本校においては、生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。
- 本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。
 - ※ あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。
- 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

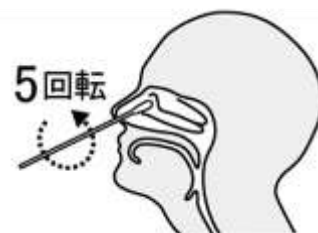
（検査の実施対象となる者）

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等※）を生じた生徒

- ※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

（検査実施方法）

- ・ 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・ 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、基本的に生徒本人が行います。



裏面もご覧ください

同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。
体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和3年 月 日

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(検査実施のイメージ)

① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。

※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。

② 体調不良を生じた生徒の申し出を受け、検査を実施する。

③—1 陽性だった場合

- ・ 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。

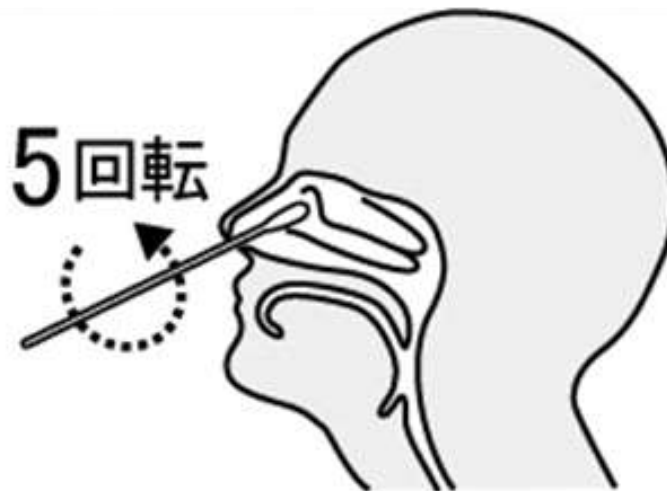
③—2 陰性だった場合

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- ・ お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただく可能性もありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。

■ キットを利用する際の検体採取の方法に関する生徒等への説明イメージ図



- ① キット付属の綿棒を鼻腔入り口から2 cm程度、粘膜部分をぬぐうようにしてゆっくり挿入します。
- ② 挿入後、綿棒を5回程度ゆっくり回転させます。
- ③ 挿入した部位で5秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。
- ④ 摂取した綿棒を所定の容器へ入れます。

<調査要領>

1. 調査対象校等への調査票の配布

都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会は設置する高等学校等に「学校調査票」を配布し、各学校の希望を調査してください。

都道府県教育委員会におかれては管下の市区町村（政令指定都市を除く）において調査対象となる学校を設置している場合は当該市町村に対して同様に調査を依頼してください。

2. 学校調査票の回収及び都道府県・指定都市集計票へのとりまとめ

上記「1」で依頼した調査票について、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会は設置する学校分（都道府県教育委員会におかれては、管下の市町村が設置する公立学校分も含め）を回収し、「都道府県・指定都市集計票」に集計、都道府県または政令指定都市の担当者情報の入力をお願いします。

集計にあたっては各学校等から集めた「学校調査票」をすべて同じフォルダ（フォルダ名は都道府県名または政令指定都市名としてください。ただし、当該フォルダ内に「学校調査票」以外のデータは保存しないようにしてください。）内に保存したうえで、「都道府県・指定都市集計票」エクセル内の「マクロ実行」ボタンを押していただくことで、自動的に集計されます。

※各調査票の作成にあたっては、行や列の挿入、式の変更、シート名の変更など、様式の改変は行わないでください。（ファイル名の変更のみ可とします。）

※マクロが実行できない場合は、上部に「コンテンツの有効化」というボタンが表示されていると思いますので、そちらを押してから「マクロ実行」のボタンを押すようにしてください。

※マクロが実行できず、かつ「コンテンツの有効化」のボタンも表示されていない場合、お手数ですが回収した「学校調査票」すべてのF5セルからO5セルをコピーし、「都道府県・指定都市集計票」への値での貼り付けをお願いします。

※マクロ実行はファイル数に応じて要する時間が長くなります。10分以上要することもありますのでご注意ください。

3. 文部科学省への提出

上記「2」で取りまとめた「都道府県・指定都市集計票」をメールで、文部科学省にご提出ください。

高校等における抗原簡易キット配布希望調査Q&A

本調査の趣旨について

Q1	小学校、中学校等には配布されないのか。	今回は、クラスター発生の事例が複数報告されている大学や高校を中心に配布を行うものです。
Q2	配布数は何を基準に判断されるのか。	配布数は希望のあった学校の生徒数等を踏まえて検討させていただきます。

抗原簡易キットについて

Q1	抗原簡易キットを使用した生徒について出席停止としてよいか。	検査結果が陽性か陰性かに関わらず、症状が軽快するまでは学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止の措置を取ってください。(指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。)
Q2	抗原簡易キットはどのような人に使用すればよいか。	登校・出勤後に体調不良を訴える生徒、教職員に使用してください。 PCR検査等と比較して感度が低い可能性があることから、無症状者へ確定診断として用いることは推奨されません。また、発熱等の風邪の症状がある生徒が、検査を受けるために登校することが無いよう、徹底してください。

学校調査票について

Q1	(生徒数について) 中等教育学校、特別支援学校について入力する生徒数は。	それぞれ後期課程、高等部の生徒数のみを入力してください。
Q2	(生徒数について) 定時制、通信制の課程も対象としてよいか。	構いません。
Q3	(検査体制の確認について) キットの配布希望はあるが、現時点では検査体制が整備できていない場合、どうすればよいか。	配布希望があり、かつ検査体制について確認できる学校のみが配布対象となります。キットは7月以降順次配送しますので、配布時期までには必要な体制を整備できる学校のみ希望を出すようにしてください。
Q4	(送付先について) 送付先は学校の住所以外でも構わないか。(例:教育委員会等)	構いません。配送後に追加で配送が必要となる場合は各自でご対応ください。

都道府県・指定都市集計票について

Q1	マクロが作動しない。等	調査要領にそって入力していただくようお願いします。
----	-------------	---------------------------